

新型コロナウイルス関連情報(第105報):DCの新たな措置(ワクチン接種証明提示の義務付け)その2

●ワシントン DC におけるワクチン接種証明の提示義務付けに関し、DC 保健局は、より詳細なガイダンスを発表しました。

1. ワシントン DC において1月15日から施行される飲食店や娯楽施設等の利用に際するワクチン接種証明の提示義務付け(VaxDC)に関し、1月3日、DC 保健局は、より詳細なガイダンスを発表しました。本措置の影響を受ける可能性がある方は、以下のリンクから詳細をご確認ください。

◎1月3日付け DC 保健局ガイダンス:「Vaccination Entry Requirement for Certain Businesses」

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/DCHealthVaxDC1.3.22.pdf

◎参考:2021年12月27日付け領事メール:DCの新たな措置(ワクチン接種証明提示の義務付け)

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20211227importantmessagecoronavirus.pdf>

2. 本措置の当初発表から修正・追加された主な点は以下のとおりです。

(1)有効なワクチン接種証明

- ・CDC カード(原本、写し、デジタル・コピー／画像のいずれも可)
- ・医療機関または公的保健機関が発行した予防接種記録(※)
- ・ワクチン接種証明アプリ(例:VaxYes、CLEAR、Excelsior、MyIR)

※当館が DC 保健局に照会したところ、米国外で発行されたワクチン接種証明も本措置において有効な証明として扱われる旨の回答がありました。

(2)写真付き身分証明書

施設側は、利用者が18歳以上の場合、例えば以下の写真付き身分証明をもってワクチン接種証明との照合を行う必要がある。

- ・州発行運転免許証
- ・その他州発行身分証明書
- ・パスポート
- ・DC One Card
- ・学生証(Student ID)

(3)例外(ワクチン接種証明提示が不要なケース)

- ・短時間の施設立ち入り(トイレ利用、テイクアウトの受取り等)
- ・医療または信仰上の理由によりワクチン未接種の場合は、その理由を証明する文書(※)および過去24時間以内の陰性の検査結果(PCR または抗原検査)が必要。

※医療上の理由の場合は医師のレター等、信仰上の理由の場合は宣誓書等が該当。

3. 本措置は、対象年齢(現時点で12歳以上)を含め、今後その要件が修正される可能性もあります。本措置の影響を受ける可能性がある方は、DC保健局のホームページを随時ご確認ください。

©DC保健局「VaxDC」

<https://coronavirus.dc.gov/vaxdc>

(注)できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人、「たびレジ」登録者および当館メルマガ登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700(代表)

HP: https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

◎領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html